

○議長（小林哲雄）

日程第2 議案第37号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

町長に提案理由を求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。介護保険法施行規則等の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第37号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月24日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1ページ目をお開きください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年開成町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

では、最初に、今回の改正について概要をご説明させていただきます。

平成27年1月16日の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正されました。そのため、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年2月20日、条例第4号）の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきますが、時間の関係もございますので、主な内容についてご説明させていただきます。

まず、目次になりますけれども、3ページ目になります。第9章の改正前、「複合型サービス」を改正後の「看護小規模多機能型居宅介護」に改正いたします。

続きまして、第6条になりますけれども、こちらは第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護となります。訪問看護サービスの提供体制による規定、オペレーターの配置基準による規定及び介護医療連携推進会議と外部評価に係る規定について改正をいたします。

4ページの第6条の第5項になります。従業員の員数となっておりますけれども、こちら夜間から早朝まで、午後6時から午前8時までの間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、併設する施設・事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加いたします。

5ページ目になります。

第23条第2項で、基本取扱方針になります。介護医療連携推進会議と外部評価は、ともに第三者による評価という共通の目的であることを踏まえまして、事業所が引き続き自らその提供するサービスの質の評価を行い、これを町等の公正中立な立場にある第三者が出席する介護医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みといたします。

続きまして、第32条第2項、勤務体制の確保等でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問看護、看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする規定になってございます。

続きまして、6ページ目になります。

第60条からは、第4章の認知症対応型通所介護となります。利用定員による規定、運営推進会議の設置に係る規定、並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を改正するものでございます。

7ページになりますけれども、第63条第4項になります。こちら、設備及び備品等の規定になってございますけれども、認定証対応型通所介護事業所の設備を利用して介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス、宿泊サービスを実施している事業所については、届け出を求めることとなります。

続きまして、65条の第1項になります。利用定員等の規定になってございます。共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット3人以下に見直すことになってございます。

続きまして、8ページ目になります。

第78条の2、事故発生時の対応になります。こちら、事故発生の仕組みを設けるものでございます。

続きまして、1ページ飛びまして10ページ目になります。

第82条からは、第5章の小規模多機能型居宅介護の規定になってございます。登録定員等による規定、運営推進会議と外部評価に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定、ほかの訪問看護事業所等の連携による規定及び地域との連携の推進に係る規定について、改正をするものでございます。

第82条第6項になります。小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の併設する施設・事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと思います。

14ページ、第83条の第1項の管理者の規定でございます。小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするものでございます。

続きまして、85条第1項と第2項の登録定員及び利用定員の規定になります。こちら、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とし、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を16人から18人とすることを可能といたします。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ現行のとおりでございます。

続いて、15ページの第91条の第2項になります。こちら、運営推進会議と外部評価は、ともに第三者による評価という共通の目的を有することを踏まえて、事業者が引き続き自らその提供するサービスの質の評価を行い、これを町等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みを設けるものでございます。

続きまして、16ページ、第110条からになります。こちらは、第6章の認知症対応型共同生活介護のサービスとなります。ユニット数に係る規定を改正するものでございます。

第113条、17ページになります。第1項でございますけれども、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

続きまして、18ページになります。

第130条からは、第7章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスとなります。こちら、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係

る要件を改正するものとなります。

続きまして、20ページの151条からは、第8章の規定になります地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスとなります。

第151条と、23ページになりますけれども、第152条については、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または病院もしくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。

続きまして、25ページ目から、第190条からは、第9章の複合型サービス、改正前、複合型サービスになります。こちら、サービス名称に係る規定、登録定員等による規定及び運営推進会議と外部評価に係る規定について改正をするものでございます。第9章の主な内容としましては、改正前の「複合型サービス」を改正後の「看護小規模多機能型居宅介護」に改称するものです。

介護保険法第8条第22項に規定されているさまざまなサービスの組み合わせが想定される複合型サービスのうち、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせの複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更するものでございます。サービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある中度・重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として看護小規模多機能型居宅介護に改称するものでございます。

続きまして、飛びまして、29ページになります。

第194条第1項と第2項になります。こちら、登録定員及び利用定員の規定になっておりますけれども、複合型サービスの登録定員を29人以下とし、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用者の定員を16から18人ということが可能とします。なお、宿泊サービスによる利用定員については、利用状況等を踏まえ現行のとおりといたします。

続いて、第196条第1項、第2項になります。こちら、基本取扱方針の規定になります。運営推進会議と外部評価は、ともに第三者による評価という共通の目的を有することを踏まえまして、事業所が引き続き自らその提供するサービスの質の評価を行い、これを町等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものでございます。

最後に、37ページをお開きください。

附則となります。この条例の施行期日でございますけれども、平成27年4月1日から施行させていただきたいというふうに思っております。

説明は以上となります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

なかなか内容を読み取ることが大変だなという感じを受けているところです。そこで質問ですけれども、15ページの第91条、要するに、定期的に外部の者によって評価を受けていたものをなくして、課長の話では事業者自らが評価を行い、そして、あわせて町等、あるいは第三者を入れた形の運営推進会議ですか、これにという話が説明を受けたのですけれども、第三者が加わる運営会議というものは条例ではなくて規則の中に入ってくるということなのか。

それから、今まで改正前は外部の定期的に報告という形ですけれども、現在も、このような形で進められて、いろいろな問題があるということなのかどうか。やはり、ここに書いてありますように、事業者の質の評価をしっかりとってもらわなくてはならないと私は思っているのです。そのために、外部とか町とかを含めて、しっかりとした評価をしてもらわないといけないのではないのかと。説明は受けたのですけれども、もう少し、この件について内容的に教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。

とても言葉が難しく、読んでいてもなかなかスムーズに説明ができず申しわけございません。こちらは外部評価というような形で、運営推進会議と、こちら小規模多機能型居宅介護のところに出てきて運営推進会議という形で名称になっていますけれども、一番初めに出てきました会議の名称としては、23条のところでも同じように介護医療連携推進会議というものが出てきます。どちらも同じような内容の位置づけの会議になっております。

地域密着型サービスの中で、こちらの23条にあります指定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、介護医療連携推進会議を設置するということになっています。それ以外の地域密着型の小規模多機能型居宅介護、あと認知症対応型居宅介護、あと地域密着型の老人福祉施設等のサービスにつきましては、運営推進会議を設置するというような形になってございます。先ほど15ページのところに出てきましたように、運営推進会議を設置するということになっております。どちらも内容的には同じような質を保つために開かれる会議になっておりまして、一応、今回は改正条例という部分だけでご説明をさせていただきましたけれども、それぞれ評価の会議等については条例の中に入っているものでございます。

会議のメンバーといたしましては、利用者さんだったり利用者の家族だったり地域住民の代表、あと町も入ってございますけれども、それぞれのサービス事業者、地域密着型サービスを行う事業者が運営推進会議を開催するというようになってお

りまして、町内の地域密着型のサービス事業者運営推進会議等を年に1回から2回、開催をしてございます。その中で、地域密着型のサービス内容であったり、あと利用者の声だったりとということで検討をしているような会議になってございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋志議員。

○2番（高橋久志）

確認しておきたいのですけれども、課長からお話がありました運営推進会議、これは事業者とか利用者とか、あるいはこれに関係する団体とか、こういった人たちが会議を持つと。今までは定期的に外部の評価を受けると。今回は年に1回から2回という話ですけれども、これは定期的に行ったほうがいいのではないのかなと、こう思うのですけれども、それは緩やかな形での運営推進会議として位置づけているのかが一つ。それから、私、先ほど質問の中に、改正前で外部の評価関係は開成町において実施されていたのかどうか、そのことを含めて確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えさせていただきます。

15ページのこちらの内容といたしましては、事業者が自ら自己評価というような形で評価することと、あと外部評価をするということは法律の中で決まっております。自己評価を行った部分について、実際の運営推進会議に報告した上で公表する仕組みを設けるというものでございます。ですので、サービスの事業者が自ら自己評価を行った、そういうサービスの質の内容だったりと、実際、一度会議にかけて、それを公表していくというような形の仕組みを設けるものとしたというのが15ページにある91条の内容になってございます。

あと、2点目の、実際、開成町のサービス事業者が実施をしているかというところでございますけれども、開成町、地域密着型のサービス、限られたサービスしかございませんけれども、事業者は実施をしてございます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今の地域密着型の話ですけれども、外部評価とかそういったものは、既に今の事業者もやっているところなのです、簡単に言いますと。そういったものを、より深めて市町村のほうに報告してもらおうとか、そういったところをもう少ししっかりとやっていくというのが今回の改正内容のポイントというところで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

それでは、15ページで。今回の介護保険法の改正で、大変内容的に充実するというので、いろいろ細分化されています。かなり難しい表現等もあるのですが、その中で全体的に感ずるのは、いわゆる定員関係が拡大されている。もちろんユニットが1、2から3ユニットまでになっているということで、それから今のお話もあるのですが、私どもが感じる中では、それから管理者についている権利とかが拡大されているということで、非常に今までの数で、より多くのサービスをする、人に対しても、より大勢に対してサービスするということが読み取れるのです。そういうことで、それによってサービスの全体の低下が来はしないかという懸念があるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。

確かに、人数が、こちらの15ページにもありますように、小規模多機能型居宅介護については25人から29人に拡大されるというところで、利用定員が、より柔軟に対応ができるようになったというところで、やはり利用者さんからのニーズが高いという部分もございまして、拡大をして柔軟に実施をしていくというところで国の改正があったものというふうに捉えてございます。確かに、人数をたくさん受け入れることになりまして、それに対する人員等の配置基準等につきましても、先ほど11ページ等で少しご説明させていただきましたけれども、一部、人員等の配置の見直し等も上げられておりますので、全体的には利用ニーズに応じて、よりたくさんの方を受け入れていくというような仕組みになっております。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

これは、国の施行規則のほうが変わったということで条例に押して来ているということでは理解しているのですが、今日、平成27年の3月24日、施行規則を27年の4月1日という形の中で、これが可決した上では、そのまま流れていくような形なのですが、時間的に今回、余裕がないという部分では、事業者さん等に周知期間というのは事前にされていたのかどうか。当然、これサービスの徹底を図っていってもらわなければいけないのですが、そこら辺の事業者との連携が、条例を提

出す前、どのような形で行っているのか、そこら辺をちょっと聞きたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えさせていただきます。

こちらの制度改正につきましては、先ほどご説明をさせていただいたように、1月16日に国が介護保険施行規則等の一部を改正する省令を公布をした関係で、実際、内容を読み取るというところが大変難しく、時間もない中でやってきたというような形がございます。こちら、改正するに当たっては介護報酬の絡みもあって、国の動きがなかなか見えてこない中で1月に公布されて、介護報酬も現実的に変わってきたというようなところがございまして。

実際、うちの町にある認知症対応型の通所介護、あとグループホーム、あと地域密着型の小規模特養、一応、こちらの三つが地域密着型サービスとしては、うちの町にあるものでございますけれども、直接、町から内容の変更については、まだ事業者に対して通知というようなことはやっておりませんけれども、それぞれ事業者さんが、かなり介護報酬の関係でシビアにネット等から情報を入手しているというところもございますので、今日、お認めいただいた後には、早急に事業者と連絡をとって調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今回の改正の流れにつきましては、山田議員のまさに言われるとおりでありまして、そもそも条例等が、2年前ですか、新たにつくった中では、全て、主に政省令について出てくる基準を参考として焼き直しているというつくりになっています。そういった面でも、今回の改正等については、政省令の部分が改正になったので条項ずれですとか言い回しの名称とかが多少変わってきているというところで、特に市町村独自の面とかというのは、考える余地とかというのは、もう全くないようなところなので。そういったところの情報については、今、課長が申しましたように、国なり県なりで報酬関係でも出ていますので、そのところはそれほど心配ないとは思っていますけれども、今、課長が申しましたとおり、今後、これを可決していただきましたら、そこは町としても周知をまたさらにやっていくというところで考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

事業者さんが混乱が起きないような形。当然、これ事業者さんは国の制度を勉強しつつ条例を見ているのだとは思いますが、そこら辺の連携も、いち早く情報を出した中で。条例が可決する前の可決したらの話というのはなかなか難しい部分はあると思うのですが、今後は、より連携していかなければいけないのかなというふうに感じていますので、ぜひ、その辺は事業者さんと関係を密にしながらサービスの低下が起きないようにお願いしたいと思います。

あと、もう一点なのですが、旧称の部分で看護小規模多機能型居宅介護という形で名称変更がされていると思います、今回。そのような中で、いろいろな手続きをしていく中では、名称というものを変わるとなると、例えば、現在のいろいろな説明資料だとかパンフレットだとか、受け付けするいろいろな書類の精査というのはしていかななくてはいけないと思うのですが、その点について、ちゃんと今現在なっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えさせていただきます。

今現在、複合型サービス、この近辺で残念ながら実施している事業者はございません。ですので、うちの町としても、その辺の整備というところでは、ちょっとまだ不十分な部分もございますので、今後、様式等、整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑がないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第37号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。